別記様式第19号(第7条第2項関係)

広大　　　　―

年　　月　　日

開示実施手数料の減額(免除)について

(開示請求者)　　　　様

広島大学長　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けの開示実施手数料の減額(免除)申請については，独立行政法人等が保有する情報の公開に関する法律に規定する減額(免除)理由に該当しませんので通知します。

記

1　対象となる法人文書と，その開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2　減額(免除)を求める開示実施手数料の額

3　減額(免除)が認められない理由等

(注1)

開示の実施を受ける場合には，上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

(注2)

この決定に不服があるときは，行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，国立大学法人広島大学に対して審査請求をすることができます。また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国立大学法人広島大学を被告として，広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。